

25税第151号  
平成26年3月19日

復興大臣 根本 匠 様  
内閣府特命担当大臣（原子力防災）兼環境大臣 石原 伸晃様  
内閣府特命担当大臣（防災） 古屋 圭司 様

福島県双葉郡富岡町長



東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う荒廃家屋の被害認定事務の実施について

現在、当町では、り災証明により半壊以上と被害認定された家屋について、環境省の廃棄物処理事業で解体することとしており、既に解体の受付も開始したところです。同認定に係る調査を実施するに当たっては、今般の東日本大震災及び原子力災害と、それに伴う長期避難指示という当町の置かれている状況の特殊性にかんがみ、以下のように取り扱うべきものと思料しておりますが、政府より発出されている関連指針等においては、この点につき必ずしも明確に規定されているものが確認できないため、念のため問題なきことを御確認願います。

なお、東日本大震災及び原子力災害に起因する事案は、時間の経過や復旧・復興の進捗等に伴って、刻一刻と状況や状態が変わることから、今後、本件につきましても、追加的な疑義照会や協議等の必要があり得ることを申し添えます。

記

1. 当町においては、昨年4月より第2次調査に係る申請受付を開始し、同年7月より調査を実施しているところであるが、避難指示に伴う管理不能状態が長期間継続していることから家屋の損壊等がいつの時点で生じたものであるかを特定することは極めて困難である。これは避難指示により立ち入りが厳しく制限されていたこと等、止むを得ない事情により生じたものであることから、原則として、現に調査を実施した時点において確認された損壊等に認定基準をそのまま当てはめて被害状況を決定するよう取り扱うこととする。
2. 現行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等においては雨漏り及びこれに伴うカビ、躯体変化、鳥獣の糞尿による汚損等に関する事項は明記されていないが、現に多くの家屋がこれらの被害によりその基本的機能を喪失している（補修等により継続して居住するに不適な状態となっている）ことから、「浸水等による住宅被害の認定について」（平成16年10月28日 府政防第842号）等を参考に、これらの汚損等については各部位の損傷として取り扱うこととする。

以上

復本第459号  
平成26年3月28日

福島県双葉郡富岡町長  
宮本皓一 殿

福島復興再生総局事務局長

中島正弘

復興庁統括官付参事官

齊藤 馨



東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う荒廃家屋の解体事務の実施に係る照会に対する回答

罹災証明書の交付及びその前提となる住家等の被害調査に関する事務は、市町村の自治事務に該当するものであり、地域の実情に応じて、各市町村の判断に基づいて行われるべきものであるも、平成26年3月19日付貴町長発根本復興大臣、石原内閣府特命担当大臣（原子力防災）兼環境大臣及び古屋内閣府特命担当大臣（防災）宛書簡（25税第151号）で照会のあった件については、下記のとおり通知する。

記

1. について  
貴見のとおりで差し支えない。
2. について  
貴見のとおりで差し支えない。

以上